

第25回

定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

報告
事項

1. 第25期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類報告の件

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件



◎当日ご出席いただけない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）による議決権行使をお願い申し上げます。

To Our Shareholders

株主の皆様へ



代表取締役会長兼社長
越智 通勝

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

三年ぶりに代表取締役として経営の現場に復帰し、会長兼社長に就任いたしました。

創業者として再び経営に携わることとなり、責任の重さを日々痛感しております。

国内外の労働市場では、人材の流動性が高まり、働き方やキャリア観も多様化しています。

生成AIをはじめとするテクノロジーの進展により、採用や人材育成の在り方も根本から見直される時代を迎えています。

特に国内では、人手不足が深刻化し、社会にとって大きな課題になっています。人と組織の問題解決を使命とする私たちにとっては、成長の機会でもあります。

エン・ジャパンの存在意義と提供価値が、改めて問われています。

当社が生み出す仕事の成果は、企業と個人、双方のクライアントから寄せられるロイヤリティです。

目の前のニーズに応えるだけでなく、“真に喜ばれ、人に薦めたいもの”とは何かを問い続け、ユーザーファーストの姿勢を貫いてまいりました。

創業当時の志に立ち返り、「信頼される企業であるかどうか」という問いに、真正面から向き合っています。

今後とも、皆さまの変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2025年6月
エン・ジャパン株式会社
越智 通勝

証券コード 4849
2025年6月5日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
エン・ジャパン株式会社
代表取締役会長兼 越 智 通 勝
社長

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第25回定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「エン・ジャパン」、又は証券コードに「4849」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って2025年6月23日（月曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」「株主資本等変動計算書」「業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎今年度の株主総会においては、記念品・お土産の配布はいたしません。ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

6 ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法には以下の方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
(午前9時30分 受付開始)

【代理人によるご出席について】

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権をご行使いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面、代理人ご本人確認の書類が必要になります。

株主総会にご出席いただけない場合



▶書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時まで



▶電磁的方法（インターネット等）による議決権行使

議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

行使期限 2025年6月23日（月曜日）午後6時まで

詳細は、次のページをご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使が重複した場合は、電磁的方法によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後6時まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



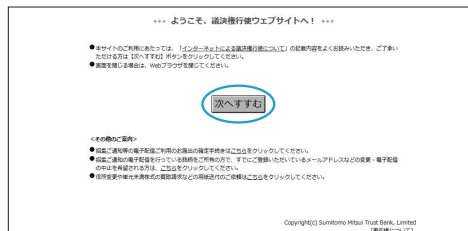
バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

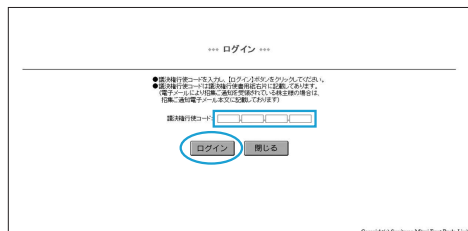
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って
ご入力ください。



お問い合わせ

① 「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

☎ 0120(652)031

受付時間 9:00～21:00

② その他のご照会

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

☎ 0120(782)031

受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は財務の健全性を担保したうえで、株主価値向上に資する投資及び株主還元を強化することを掲げ、中期経営計画に定めた投資先行期間である2025年3月期までの期間を、1株あたりの年間配当額 70円10銭の固定配当とする基本方針としております。

上記方針に則り、2025年3月期の配当につきましては、1株あたり70円10銭としたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項

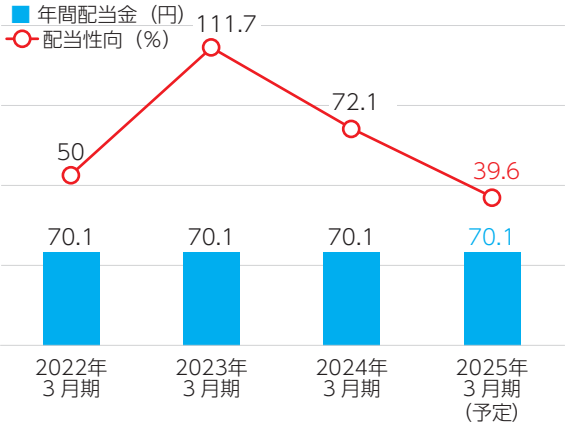
当社普通株式1株につき70.1円
総額 3,023,509,458円

3

剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

(ご参考) 配当金・配当性向の推移



* 決算短信上の配当性向との差異は、J-ESOPの配当額考慮分によるものです。

具体的には、総配当額／親会社株主に帰属する当期純利益＝配当性向（％）が当社設定の配当性向となります。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案理由

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、本議案にかかる定款一部変更が承認されることを条件として、「エン株式会社」へ商号変更することを決定いたしました。変更案第1条は、当該取締役会の決定に基づくものであります。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>エン・ジャパン株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>en Japan Inc.</u> と表示する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、 <u>エン株式会社</u> と称し、英文では、 <u>en Inc.</u> と表示する。
(新設)	附則 <u>(商号変更に関する経過措置)</u> 第2条 第1条の変更は、 <u>2025年10月1日をもって効力を生 じるものとする。なお、本条は、第1条の変更の効力 発生日経過後これを削除する。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	越智 通勝 お ち みち かつ	代表取締役会長兼社長	12回／12回 (100%)
2	再任	寺田 輝之 てら だ てる ゆき	取締役執行役員 デジタルプロダクト開発本部長 AIテクノロジー室長	12回／12回 (100%)
3	再任	岩崎 拓央 いわ さき たく お	取締役執行役員 HRメディア&テクノロジー 採用支援事業部長	12回／12回 (100%)
4	新任	中島 純 なか じま じゅん	執行役員 経営戦略本部長	一回／一回 (ー%)
5	再任	林 有理 はやし ゆう り	社外取締役 独立役員	12回／12回 (100%)

株主総会参考書類

候補者の選任方針

社内取締役の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。

社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

決定手続

取締役候補者の指名に際しては、社外役員を主要な構成員とする任意の指名・報酬委員会の意見を踏まえたくて、取締役会で検討し決定しております。

社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。

1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの
 - ①当社又は当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（*1）であることを含む）がある者
 - ②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）又はその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者
2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの
 - ①当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者
 - ②当社グループを主要な取引先（*3）とする者又はその業務執行者
 - ③当社グループの主要な借入先（*4）又はその業務執行者
 - ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*5）
 - ⑤当社グループの会計監査人又は会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（*6）又はその業務執行者
3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1又は2に該当するもの（重要な者（*7）に限る）

*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員又は使用人

*2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

*3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

*4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

*5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

*6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者
番 号

1

お ち
越 智

み ち か つ
通 勝

(1951年 1月18日)

再任



- 所有する当社株式の数
4,383,900株

■ 略歴、地位及び担当

1983年 8 月	株式会社日本ブレーンセンター 設立	2008年 6 月	当社代表取締役会長
2000年 1 月	当社設立	2015年 4 月	当社代表取締役会長執行役員
2000年12月	当社代表取締役社長	2022年 3 月	当社取締役会長
		2025年 4 月	当社代表取締役会長兼社長 (現任)

重要な兼職の状況

一般財団法人エン人材教育財団 代表理事
一般社団法人CSA経営協会 代表理事

取締役候補者とした理由

越智通勝氏は、1983年に株式会社日本ブレーンセンターを設立後、1995年にデジタルメディア事業部を立ち上げ、インターネット求人求職情報サイトなどの運営を開始。2000年に同事業部を分離・独立させ、当社を立ち上げ、創業者として牽引してまいりました。2025年4月からは代表取締役会長兼社長に就任し、豊富な経験と実績を踏まえて経営を推進しております。当社の持続的な成長には、これまで長年にわたる同氏の経験と知見を活かすことが必要と判断しましたので、引き続き取締役候補者としております。

候補者
番 号

2

て ら だ
寺 田

て る ゆ き
輝 之

(1979年 4月22日)

再任



- 所有する当社株式の数
11,000株

■ 略歴、地位及び担当

2002年 4 月	当社入社	2015年 4 月	当社執行役員
2013年 2 月	当社サイト企画部長	2021年 6 月	当社取締役執行役員 (現任)
2014年 4 月	当社デジタルプロダクト 開発本部長 (現任)	2024年 7 月	AIテクノロジー室長 (現任)

取締役候補者とした理由

寺田輝之氏は、2002年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の法人営業を経て、2014年よりWEBサイトの企画・開発、マーケティングを手掛ける現部署の本部長に就任しております。その後も「エン転職」「エンバイト」「engage」など当社を代表する多数のWEBサービスの新規立ち上げ・リニューアルを牽引しております。同氏のデジタルテクノロジーの知識と豊富な実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、引き続き当社取締役候補者としております。

候補者
番 号

3

いわ さき
岩 崎

たく お
拓 央

(1981年2月10日)

再任



● 所有する当社株式の数
7,500株

■ 略歴、地位及び担当

2003年4月	当社入社	2021年6月	当社取締役執行役員（現任）
2011年10月	当社中途採用支援事業部 首都圏第一営業部長	2022年4月	当社engage事業部長
2016年4月	当社中途求人メディア事業部長	2024年4月	当社HRメディア&テクノロジー 一採用支援事業部長（現任）
2018年4月	当社執行役員		

重要な兼職の状況

エンS X 株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

岩崎拓央氏は、2003年に当社に新卒入社した後、中途採用支援の営業マネージャー等を経て、「エン転職」大型リニューアルを牽引、同リニューアルを成功させました。2016年に中途求人メディア事業部長に就任した後は、長年にわたり同事業全体を統括してまいりました。2021年より企業の営業変革による業績向上を支援する「エンSX」の立ち上げにも携わり、2024年には「エン転職」を含む主力事業の統合部署であるHRメディア&テクノロジー採用支援事業部長に就任し、同事業の発展に努めております。同氏の豊富な経験と実績は当社の事業戦略立案に資すると考え、引き続き当社の取締役候補者としております。

候補者
番 号

4

なか じま
中 島

じゅん
純

(1984年1月8日)

新任



● 所有する当社株式の数
300株

■ 略歴、地位及び担当

2006年4月	当社入社	2021年10月	株式会社ゼクウ 代表取締役社長
2012年8月	当社中途採用支援事業部 東京第一営業部長	2023年5月	当社経営企画室長
2019年1月	当社派遣会社支援事業部 事業部長	2024年4月	当社経営戦略本部長（現任）
2021年4月	当社執行役員（現任）	2025年5月	株式会社ゼクウ 取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ゼクウ 取締役会長

取締役候補者とした理由

中島純氏は、2006年に当社に新卒入社した後、中途採用支援事業部の営業部長に従事。2014年から新規事業の立ち上げに携わり、2019年には派遣会社支援事業部長に就任し「エン派遣」の成長を牽引しました。2021年より採用関連システムソリューション事業を手掛ける「ゼクウ」の代表取締役社長に就任し、同社の発展に務めました。2023年には経営企画室長に就任し、当社の経営戦略の立案・遂行を主導しております。同氏の豊富な経験と実績は当社の経営戦略立案に資すると考え、今回新たに候補者としております。



● 所有する当社株式の数

—

■ 略歴、地位及び担当

2003年4月	株式会社リクルート入社	2017年3月	慶應義塾大学政策・メディア研究科 後期博士課程単位取得退学
2011年1月	同社「スーモマガジン」編集長		
2015年2月	有理舎設立（個人事業主）		
	各種団体や企業等にて広報やまちづくり関連の事業に従事	2017年10月	大阪府四條畷市 副市長就任
		2022年6月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

林有理氏は、株式会社リクルートにおける長年の勤務経験等により、マーケティング、マネジメントの知見を豊富に有しております。また、2017年に大阪府四條畷市初の女性副市長に就任し、民間での就労経験を活かした組織改革に取り組み、子育て政策、都市整備などを推進いたしました。また、指名・報酬委員会の委員を務めていただいております。役員を選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めていただいております。当社グループの持続的な成長と企業価値向上の実現に向けて、経営の監督を行っていただくために適任と判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 林有理氏と当社の間で非常勤アドバイザリー契約を締結した実績がありました。当該契約に係る報酬は採用企画についての助言の対価として支払われたものであります。これまで同氏に支払った対価は500万円以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、各氏の独立性に問題はないと判断しております。越智通勝氏、寺田輝之氏、岩崎拓央氏及び中島純氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 林有理氏は、社外取締役候補者であります。
3. 林有理氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 林有理氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。林有理氏が取締役役に就任した場合、引き続き届け出を行う予定であります。
5. 当社定款の規定に基づき、当社は林有理氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額であります。各氏の選任が承認された場合、当社は林有理氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。なお、各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2026年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案をご承認いただいた場合の役員体制
当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりです。

			属性		経験業務・知識等		
役員			独立性 東証届出● 当社基準○	ジェンダー 男性● 女性○	企業経営	人材 ビジネス	営業・ マーケティング
越智 通勝	取締役会長兼社長			●	●	●	●
寺田 輝之	取締役執行役員			●		●	
岩崎 拓央	取締役執行役員			●		●	●
中島 純	取締役執行役員	新任		●		●	
林 有理	独立社外取締役		●	○			●
井垣 太介	社外取締役 (監査等委員)		○	●			
石川 俊彦	独立社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		
西川 岳志	独立社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		

(注1) 上記は、各人の有する全てのスキル・経験・能力・その他の知見や素養を表しているものではありません。
(注2) 各項目の「経験」とは、該当する業務や役職に、原則として通算3年以上従事していたものを指します。

経験業務・知識等						専門性
テクノロジー・DX	ブランド戦略	グローバルビジネス	リスク管理・法務・コンプライアンス	財務・会計・M&A	サステナビリティ・ESG	士業や業務関連性の高い資格
	●	●		●	●	
●						
			●			
	●				●	
		●	●		●	日本国弁護士・米国NY州弁護士
●				●		公認会計士・税理士
		●		●		

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合等に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

おお つき とも ゆき
大槻 智之

(1972年4月1日)



■ 略歴

1994年4月	大槻経営労務管理事務所 (現社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所) 入所	2016年7月	社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 代表社員 (現任)
2006年1月	社会保険労務士登録 同所銀座支社長	2019年6月	東京都社会保険労務士会 理事
2011年1月	同所統括局長	2025年6月	東京都社会保険労務士会 常任理事 (現任)
2013年12月	株式会社オオツキM 代表取締役 (現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE.LTD.代表取締役		

重要な兼職の状況

- 所有する当社株式の数

—

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所 代表社員
株式会社オオツキM 代表取締役

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大槻智之氏は、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、選任された場合、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大槻智之氏が代表社員を務める社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所と当社との間に顧問契約を締結しておりますが、報酬額は年間500万円以下であります。上記の取引は、当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大槻智之氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任

の限度額は、法令が規定する額といたします。

5. 当社は、取締役、執行役員、子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかわる請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。大槻智之氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2026年1月に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(単位：百万円)

売上高			前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減	増減率
投資	HR-Tech engage		7,193	9,657	2,464	34.3%
	人財 プラットフォーム		7,091	7,806	714	10.1%
既存	国内	求人サイト	29,396	25,000	△4,396	△15.0%
		人材紹介	9,871	9,895	24	0.2%
		その他	3,349	5,102	1,752	52.3%
	海外		11,616	10,148	△1,467	△12.6%

HR-Tech engage

2024年7月に新コンセプト「すべての人の、仕事選びに」としてブランド刷新を行い、転職、アルバイト・パート、新卒等あらゆる仕事選びを支え、当社が大切にしてきた「入社後活躍」を実現していくブランドとして定義しました。また当社の企業クチコミサイトの連携も行い「エンゲージ会社の評判」としてこれまで以上に多面的な情報収集を可能とし、ミスマッチのない仕事選びのサポート実現を目指しました。

新ブランドのもと、求職者獲得を目的としたプロモーションを実施した結果、会員数は555万人（昨年対比+181万人）と増加しました。会員数が増えることで利用企業も増え、総利用アカウント数は68万件、公開求人数は211万件と国内トップクラスの採用サービスとして成長を続け、売上高が増加しました。一方で掲載求人数、求職者数を活かした十分なマッチングの創出が出来ず、計画を下回ることとなりました。これらの結果、HR-Tech engageの売上高は前期比34.3%増の9,657百万円となりました。

人財プラットフォーム

求職者獲得を目的とした広告宣伝費投資を積極的に実施した結果、会員数は433万人（昨年対比+51万人）に増加しました。今期はミドルの転職を中心にハイキャリア層の採用需要は高く、人材紹介会社、一般企業ともに利用企業が増加したことで売上高が増加しました。

これらの結果、人財プラットフォームの売上高は前期比10.1%増の7,806百万円となりました。

国内求人サイト

エン転職において効率化を目指し、広告宣伝費を減らしたことで利用企業が減少した結果、売上高が減少となりました。派遣会社向け求人サイトでは大手派遣企業が出稿を抑えており、売上高が減少となりました。一方、新卒向けのスカウト型求人サイトは新卒採用におけるスカウト型採用の広まりを背景に売上高が増加となりました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比15.0%減の25,000百万円となりました。

国内人材紹介

エンエージェントは期初に新卒を多く増員しましたが、既存人員に対しての新卒社員数が多く生産性向上に苦戦し、売上高が減少となりました。

エンワールド・ジャパンではハイキャリア層の採用需要の高まり、またコンサルタントの生産性向上により売上高が増加となりました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比0.2%増の9,895百万円となりました。

海外事業

インドIT派遣は契約形態を見直したことで売上高の計上方法が一部グロス計上からネット計上変更と（前期比925百万円の減収）、IT需要も前連結会計年度並みで推移したことにより減収となりました。

ベトナムは国内でトップシェアである求人サイトをメイン事業としており、ベトナムは中国・アメリカの景気影響を受け、国内の景況感が回復せず売上高は前期並みとなりました。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比12.6%減の10,148百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は65,678百万円（前期比2.9%減）、営業利益は5,892百万円（前期比14.2%増）、経常利益は5,943百万円（前期比10.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7,628百万円（前期比81.8%増）となりました。

売上高		
65,678	百万円	前期比 2.9%減
		

経常利益		
5,943	百万円	前期比 10.7%増
		

営業利益		
5,892	百万円	前期比 14.2%増
		

親会社株主に帰属する当期純利益		
7,628	百万円	前期比 81.8%増
		

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は3,806百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ サイト開発、追加改修等

③ 資金調達の状況

取引銀行2行と当座貸越契約（極度額11,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

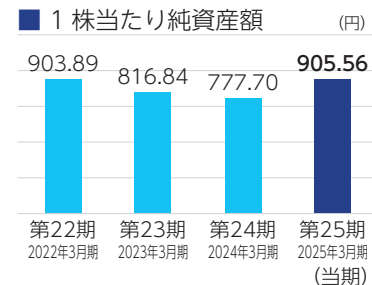
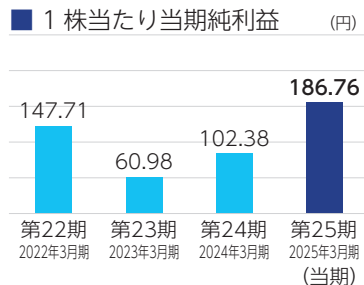
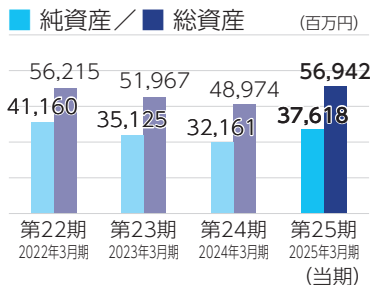
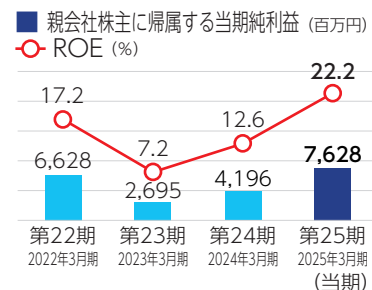
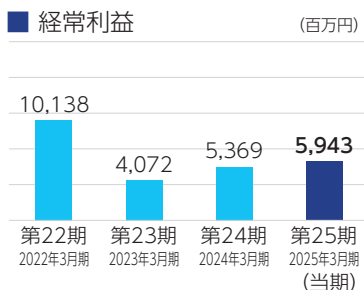
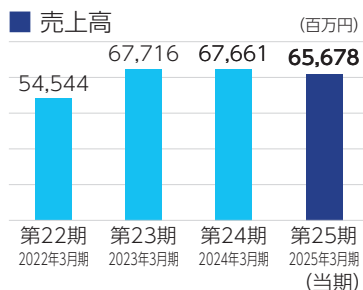
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	第22期	第23期	第24期	第25期 (当連結会計年度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	54,544	67,716	67,661	65,678
経常利益	10,138	4,072	5,369	5,943
親会社株主に帰属する当期純利益	6,628	2,695	4,196	7,628
1株当たり当期純利益 (円)	147.71	60.98	102.38	186.76
総資産	56,215	51,967	48,974	56,942
純資産	41,160	35,125	32,161	37,618
1株当たり純資産額 (円)	903.89	816.84	777.70	905.56
ROE (%)	17.2	7.2	12.6	22.2

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	63,912百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt,Ltd.	25百万INR	99.3	IT人材派遣

(注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
2. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、85.8%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場環境は、少子高齢化による生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による労働力不足が急速に進んでおります。

当社グループは今後、更なる雇用の流動性の高まりや人材獲得競争の激化に加え、求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化や選別が一層進むものと考えております。

労働力不足は労働供給の制約から生産およびサービス提供機会の減少、そして経済成長鈍化に繋がることから、企業による人材獲得競争はより激しさを増しております。

また一方で、企業は賃上げや離職防止施策の強化、リスクリング対策や各種制度の充実に努めています。

結果、特定の業種や地域で人手が極端に不足するなどの労働市場のミスマッチが起きており、中小企業を中心に採用難や人件費高騰などによる倒産も増加傾向にあります。

今後も労働供給の構造的課題はさらに深刻になり、それに伴い、求職者においては転職志向の変化による業界を跨いだ転職が促進されるものと考えております。

企業においては事業継続にも影響を及ぼす人材獲得競争がより活発化し、更なる雇用の流動性の高まりとともに二極化が進むものと思われれます。

また、海外人材ビジネス市場環境は、当社グループが展開しているインド、ベトナムはともに中長期的に高い経済成長が見込まれております。

人口が多く平均年齢も若く、IT・テクノロジー分野を中心に市場成長期待及び同分野の人材ニーズは依然として高く、インド、ベトナムの成長期待は引き続き高いものとみております。

2027年3月期を最終年度とする5カ年の中期経営計画を策定し収益拡大を図ってまいりました。

その間、事業環境は急速に変化し経営方針および事業戦略など、中期経営計画の大幅な見直しが必要となりました。

深刻化する人材不足は、社会にとって大きな課題です。

人と組織の問題解決を使命とする当社グループにとっては、成長の機会でもあります。

当社グループは、新たな経営体制に移行し、事業ポートフォリオの再構築およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化や経営の意思決定の更なる迅速化を図ってまいります。

事業活動を通じ人と企業のより良い出会いを生み出し、社会の活力向上に貢献する役割を果たし、企業価値向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	■HR-Tech engage (採用HP作成・求人募集・採用支援ツール)
	■人財プラットフォーム (主なブランドはAMBI、ミドルの転職 等)
	■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、iroots 等)
	■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)
	■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンのプロフェッショナル派遣)
	■人材活躍支援・その他 (人材活躍支援サービスのエンカレッジ、派遣向け採用管理システムのゼクウ、セールス・マーケティング支援のエンSX 等)

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

(本社：東京都中央区)

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)

Future Focus Infotech Pvt.Ltd.

(本社：インド共和国チェンナイ市)

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
3,430名	113名増

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）455名は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
2,254名	119名増	30歳9ヶ月	4年3ヶ月

（注）使用人数は就業人員であり、他社への出向者84名及び臨時従業員（パートタイマー）134名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

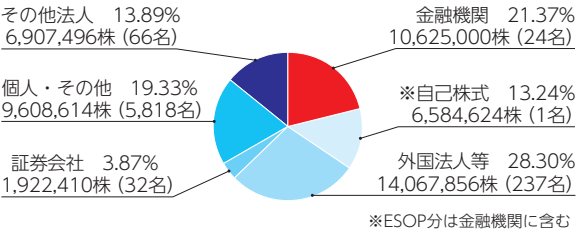
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況(2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株
② 発行済株式の総数 40,862,976株
(自己株式8,853,024株を除く)
③ 株 主 数 6,178名
④ 大 株 主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
越 智 通 勝	4,383,900	10.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,922,500	9.60
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	3,329,600	8.15
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	7.49
有限会社えん企画	2,184,800	5.35
有限会社エムオー総研	1,487,000	3.64
越 智 明 之	1,475,200	3.61
野村證券株式会社	1,105,452	2.71
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY（常 任代理人 香港上海銀行）	1,090,138	2.67
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL（常 任 代 理 人 シティバンク、エヌ・エイ）	856,205	2.10

- (注) 1. 第1順位の当社所有の自己株式6,584,624株と、第6順位の株式会社日本カストディ銀行（信託E口）保有の当社株式2,268,400株は、上記から除いております。
2. 持株比率は自己株式（8,853,024株）を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	6名
新株予約権の数	285個
目的となる株式の種類及び数	普通株式57,000株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2016年7月22日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2016年9月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	2名
新株予約権の数	15個
目的となる株式の種類及び数	普通株式3,000株

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。
2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
- 行使期間：2021年7月1日から2033年6月30日
- 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。
- ② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
- ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

2022年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき100円
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から 2037年7月13日まで
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。
保有者数	6名
新株予約権の数	1,804個
目的となる株式の種類及び数	普通株式180,400株

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。
2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。
- 行使期間：2027年7月14日から2037年7月13日
- 行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。
- ② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。
- ③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

2024年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	当社使用人	
新株予約権の数	1,425個	
目的となる株式の種類及び数	普通株式142,500株	
新株予約権の払込金額	払込を要しない	
新株予約権の行使価額	1個につき100円	
新株予約権の行使期間	2024年7月13日から 2037年7月12日まで	
新株予約権の行使条件	当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあることを条件として、新株予約権を行使することができる。	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 1,425個 目的となる株式数 142,500株 交付者数 75名

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2027年7月13日から2037年7月12日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。

ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。

③ その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 孝 二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社 代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役会長 Future Focus Infotech Pvt. Ltd. 取締役 エンSX株式会社 取締役
取締役会長	越 智 通 勝	一般財団法人エン人材教育財団 代表理事 一般社団法人CSA経営協会 代表理事
常務取締役	河 合 恩	執行役員 SI採用推進室長 株式会社ゼクウ 取締役
取締役	寺 田 輝 之	執行役員 デジタルプロダクト開発本部長 AIテクノロジー室長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company 取締役
取締役	岩 崎 拓 央	執行役員 HR メディア&テクノロジー採用支援事業部長 エンSX株式会社 代表取締役社長 株式会社オンリーストーリー 取締役
取締役	沼 山 祥 史	執行役員 人材紹介事業部長 エンワールド・ジャパン株式会社 取締役
取締役 社外取締役 独立役員	坂 倉 亘	One Capital株式会社 取締役COO 株式会社COTEN 社外取締役 アガサ株式会社 社外取締役
取締役 社外取締役 独立役員	林 有 理	
取締役（監査等委員） 社外取締役	井 垣 太 介	弁護士法人西村あさひ法律事務所 法人社員弁護士 UTグループ株式会社 社外取締役
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	石 川 俊 彦	
取締役（監査等委員） 社外取締役 独立役員	西 川 岳 志	パナソニックコネクト株式会社代表取締役執行役員 シニア・ヴァイス・プレジデントCFO兼DEI推進担当 ブルーヨンダーホールディングス株式会社 取締役 ゼテス・インダストリーズ株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役の坂倉亘氏、林有理氏、井垣太介氏、石川俊彦氏及び西川岳志氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員会が主体となり内部監査担当者を通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員の石川俊彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の坂倉亘氏、林有理氏、石川俊彦氏及び西川岳志氏を独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき同第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、執行役員及び子会社役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、被保険者の故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約で填補されないことにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という）を決議しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬、業績連動報酬（賞与）、中長期的な業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプションによって構成され、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で支給しております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬に関しては、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会が確認・検証を行っており、その答申結果を踏まえ、取締役会により決定しております。

基本報酬は、役位、職責に応じて各人毎に固定額が定められています。

賞与は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする金銭報酬であり、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

株式報酬型ストックオプションについても、賞与と同様、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益の3指標を用いて、役位、職責に応じて定められた基準額に各指標の評価ウエイト及び目標の達成率に応じた支給率を乗じて各人毎に算出されます。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額300百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議しております。当該報酬額に株式報酬型ストックオプション及び使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役は3名）です。

また別枠で、2022年6月28日開催の株主総会でストックオプション報酬額として年額500百万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性・客観性を重視する観点から定期同額給与（基本報酬）のみで構成され、指名・報酬委員会の答申を踏まえた報酬枠の中から、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、2022年6月28日開催の株主総会で報酬限度額を報酬年間総額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

二. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、上記株主総会での報酬限度額と決定方針に則り、代表取締役社長執行役員鈴木孝二氏为中心となり取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬額及び業績連動報酬の原案を作成後、社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会に諮問し答申を得ており、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定しているため、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ホ. 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等		
			賞与	株式報酬 (非金銭報酬等)	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	244 (10)	177 (10)	40 (－)	26 (－)	9 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15 (15)	15 (15)	－ (－)	－ (－)	4 (4)

(注) 1. 業績連動報酬等（株式報酬）は取締役（社外取締役を除く）に対して、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

2. 業績連動報酬等（賞与）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高65,678百万

円、連結営業利益5,892百万円、親会社株主に帰属する当期純利益7,628百万円であります。当社の業績連動報酬等（賞与）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、取締役の短期的インセンティブのため、取締役の報酬と当社の短期的な業績の向上との間に連動性を設けるにあたり、適切な指標であると判断したためであります。

3. 業績連動報酬等（株式報酬）に係る業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益としており、その実績は連結売上高65,678百万円、連結営業利益5,892百万円、親会社株主に帰属する当期純利益7,628百万円であります。当社の業績連動報酬等（株式報酬）は、各事業年度の業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて算出しております。上記業績指標を選定した理由は、株主との価値の共有を図り、中長期的な企業価値及び株主価値の向上に対する貢献意欲を引き出すため、適切な指標であると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言の状況
社外取締役	坂 倉 亘	12回／12回 (100%)	—	取締役坂倉亘氏は、デジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	林 有 理	12回／12回 (100%)	—	取締役林有理氏は、民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	井 垣 太 介	12回／12回 (100%)	11回／11回 (100%)	取締役（監査等委員）井垣太介氏は、主に弁護士としての専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	石 川 俊 彦	12回／12回 (100%)	11回／11回 (100%)	取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。
	西 川 岳 志	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)	取締役（監査等委員）西川岳志氏は、企業経営やグローバルビジネスでの知見や財務・経理に関する高い見識を有しており、専門の見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

ロ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役坂倉亘氏は、取締役会及び経営会議においてデジタル変革、日本のSaaS領域における投資、戦略に関しての豊富な経験と幅広い見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役林有理氏は、取締役会及び経営会議において民間企業でのマーケティング、マネジメントの豊富な経験に加え、大阪府四条畷市の副市長として、組織改革、子育て政策、都市整備などを推進してきた豊富な経験と女性ならではの視点から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員を務めており、役員の選解任及び報酬決定プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、取締役会において主に弁護士としての専門の見地から当社に経営上有用な指摘・意見を述べているほか、指名・報酬委員会の委員長を務めており、役員の選解任及び報酬決定

プロセスの透明性と公正性を高めております。

取締役（監査等委員）石川俊彦氏は、企業経営や公認会計士として高い見識を有しており、専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

取締役（監査等委員）西川岳志氏は、企業経営やグローバルビジネスにおける知見及び豊富な財務・経理面での専門的見地から、当社に経営上有用な指摘・意見を述べております。

ハ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役坂倉亘氏は、One Capital株式会社取締役COO、株式会社COTEN社外取締役及びアガサ株式会社社外取締役を兼職しております。当社はOne Capital株式会社が無限責任社員として運用している投資事業組合に449百万円出資しておりますが、利益分配以外の取引は発生しません。比率につきましても、当社連結総資産の1%未満、かつ当該投資事業組合の出資総額の5%未満であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。また、当社と株式会社COTEN及びアガサ株式会社との間には、特別な利害関係はありません。

取締役（監査等委員）井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。当社はUTグループ株式会社から採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。その他記載すべき利害関係はありません。

取締役（監査等委員）西川岳志氏は、パナソニックコネクト株式会社代表取締役、ブルーヨンダーホールディングス株式会社取締役及びゼテス・インダストリーズ株式会社取締役を兼職しております。当社はパナソニックコネクト株式会社から採用支援費用を受け取っておりますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、独立性に問題はないと判断しております。また、当社とブルーヨンダーホールディングス株式会社及びゼテス・インダストリーズ株式会社との間には、特別な利害関係はありません。

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	47百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りもりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

② 整備の状況

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。また、監査等委員会においても原則毎月1回開催しており、必要に応じ臨時監査等委員会を開催し、監査等委員会において定められた監査の方針及び業務分担に従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な監査業務について協議するとともに、監査体制の充実を図っております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、代表取締役社長直轄である内部監査室が担当しており、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。また、内部監査を定期的の実施しており、その結果については、監査等委員会と積極的に情報交換を行うなど連携を図っております。なお、内部監査報告書については、内部監査室長から代表取締役社長へ提出されております。

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

二. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社及び関連会社（以下、「関係会社」という）の管理は、当社「関係会社管理規程」に従い、管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

内部監査室及び内部監査委員会は当社における内部監査と同様に、主要な関係会社に対しても内部監査を行い、また、関係会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、その監査結果を踏まえて改善を促しております。

ハ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査等委員会の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査等委員会を補佐して実査を行います。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査等委員会に報告するとともに、必要がある場合には、監査等委員会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査等委員会が行います。

チ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、法令に定める事項や全社的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査等委員会の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（若しくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査等委員会に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する体制

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

ヌ．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ．取締役の職務の執行について

当社及び当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

ロ．リスク管理体制について

当社のリスク管理体制は、日々の業務遂行に係るリスクについては、各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され、迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に留める体制を構築しております。

ハ．内部監査の実施について

内部監査室を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、これらの監査結果について、代表取締役社長及び監査等委員会に対して報告を行っております。

二．監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会を開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額
資産の部	
流動資産	37,089
現金及び預金	27,481
受取手形、売掛金及び契約資産	6,439
有価証券	2,000
貯蔵品	2
その他	1,348
貸倒引当金	△183
固定資産	19,853
有形固定資産	681
建物	98
器具及び備品	87
リース資産	495
無形固定資産	10,073
ソフトウェア	7,427
のれん	1,681
その他	964
投資その他の資産	9,097
投資有価証券	4,661
長期貸付金	816
繰延税金資産	1,315
関係会社株式	650
その他	2,122
貸倒引当金	△468
資産合計	56,942

項目	金額
負債の部	
流動負債	16,540
買掛金	913
リース債務	128
未払金	4,445
未払法人税等	3,070
賞与引当金	1,292
役員賞与引当金	29
前受金	5,010
その他	1,649
固定負債	2,783
役員退職慰労引当金	2
退職給付に係る負債	258
リース債務	423
繰延税金負債	52
株式給付引当金	610
資産除去債務	209
長期未払金	1,203
その他	24
負債合計	19,323
純資産の部	
株主資本	35,019
資本金	1,194
資本剰余金	488
利益剰余金	48,306
自己株式	△14,971
その他の包括利益累計額	1,984
その他有価証券評価差額金	238
為替換算調整勘定	1,746
新株予約権	600
非支配株主持分	14
純資産合計	37,618
負債純資産合計	56,942

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		65,678
売上原価		13,240
売上総利益		52,437
販売費及び一般管理費		46,545
営業利益		5,892
営業外収益		520
営業外費用		469
経常利益		5,943
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	5,456	5,456
特別損失		
リース解約損	36	
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	374	
投資有価証券評価損	0	417
税金等調整前当期純利益		10,982
法人税、住民税及び事業税	3,704	
法人税等調整額	△353	3,350
当期純利益		7,631
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		7,628

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,194	489	43,696	△14,993	30,388
当期変動額					
剰余金の配当			△3,023		△3,023
親会社株主に帰属する当期純利益			7,628		7,628
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		21	20
連結範囲の変動			4		4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△0	4,610	21	4,630
当期末残高	1,194	488	48,306	△14,971	35,019

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額			
当期首残高	247	1,119	1,367	395	10	32,161
当期変動額						
剰余金の配当						△3,023
親会社株主に帰属する当期純利益						7,628
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						20
連結範囲の変動						4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	627	617	205	3	826
当期変動額合計	△9	627	617	205	3	5,457
当期末残高	238	1,746	1,984	600	14	37,618

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

エンワールド・ジャパン株式会社

en-Asia Holdings Ltd.

Navigos Group, Ltd.

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

Nhan Luc Viet Development&Education Company Limited

New Era India Consultancy Pvt, Ltd.

Future Focus Infotech Pvt, Ltd.

Future Focus Infotech FZE

Focus America INC

Focus Infotech Labors Supply Services

株式会社ゼクウ

エンSX株式会社

株式会社VOLLECT

従来、連結子会社であった株式会社Brocanteは吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度において非連結子会社であったFocus Infotech Labors Supply Servicesは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。さらに、当連結会計年度においてエンSX株式会社は新規設立したため、株式会社VOLLECTは全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称

株式会社Insight Tech 他4社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1社

株式会社Hajimari

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社Insight Tech 他5社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

ロ その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純
以外のもの 資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条
第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告
日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によ
っております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|----|-------|--------|
| 建 | 物 | 8年～25年 |
| 器具 | 及び 備品 | 2年～20年 |
- また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員に対して支給する退職慰労の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

④ 国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑤ 海外事業

海外事業は、ベトナム・インドを中心に、求人サイトの運営や人材紹介サービスの提供、人材派遣サービスの提供をしております。人材派遣については、専門職等の人材需要がある顧客に対して、人材の派遣をすることにより、顧客から派遣手数料を得ております。派遣サービスについては、契約に基づき労働力を提供するものであるため、派遣社員による労働力の提供に応じて履行義務が充足されると判断し、派遣期間の稼働実績に応じて収益を認識しております。なお、求人サイトの運営及び人材紹介サービスの提供に係る主な履行義務の内容等は③及び④と同様であります。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
投資有価証券(非上場株式)	541
投資有価証券評価損	0

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 金額の算出方法

非上場株式については、超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額を減損処理します。実質価額の著しい低下は取得時における事業計画の達成状況や業績悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて判断しております。事業計画を入手した後の状況の変化により、実績が事業計画を下回った場合や発行会社の増資における新株式の発行価格が著しく低下した場合など、超過収益力が毀損していると判断したときは、その時点において減損処理の可否を判断することとしております。

② 主要な仮定

超過収益力が毀損しているか否かを評価する際には、取得時の事業計画の達成状況や業績の悪化の程度、資金調達の状況等を踏まえて評価を行っております。資金調達の状況に関しては、増資や株式売買等の実施時期を勘案したうえで、新株式の発行価格や株式の譲渡価格を参考にしております。また、資金調達がない場合には、取得時における事業計画とその後の実績を比較し、事業の進捗状況等を加味して超過収益力の毀損の有無を判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件等の変動等により、これらの見積りにおいて用いた仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類における非上場株式の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

※ 1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
受取手形	一百万円
売掛金	6,383 //
契約資産	55 //

※ 2. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
契約負債	5,010百万円

※ 3. 有形固定資産の減価償却累計額 1,822百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首 株式数	当 連 結 会 計 年 度 増加株式数	当 連 結 会 計 年 度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	49,716,000株	－株	－株	49,716,000株
合 計	49,716,000株	－株	－株	49,716,000株
自 己 株 式				
普 通 株 式	8,883,721株	3 株	30,700株	8,853,024株
合 計	8,883,721株	3 株	30,700株	8,853,024株

- (注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,297,800株、2,268,400株含まれております。
2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少30,700株は、ストック・オプションの行使による減少1,300株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付29,400株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	3,023百万円	70.1円	2024年3月31日	2024年6月27日

- (注) 2024年6月26日定時株主総会による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金161百万円が含まれております。

連結計算書類

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効力発生日
2025年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	3,023百万円	70.1円	2025年3月31日	2025年6月25日

(注) 2025年6月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金159百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普 通 株 式 69,500株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては、余裕資金をもって行い、主に相当期間内に換金可能で安全性の高い金融商品により運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金及び預金の中に含まれている外貨預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、定期的に為替相場を把握し、為替の変動リスクを管理しております。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理等の方法により管理するとともに、回収遅延債権については毎月の回収会議で報告され個別に対応する体制としております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託及び債券であり、流動性リスクと発行体の信用リスクに晒されておりますが、短期間、安全性の高い格付のものに限定することにより、リスクを僅少化しております。

投資有価証券のうち、株式及び投資事業有限責任組合等への出資は、発行体や投資先企業の事業リスク、市場価格の変動リスクに晒されており、一部の外貨建投資事業組合は為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、定期的に発行体や投資事業有限責任組合等の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直す等の方法により管理しております。

満期保有目的の債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

さらに、外貨建債券及び外国投資信託については、発行体や投資先企業の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに加え、為替の変動リスクにも晒されております。これらについては、発行体や投資先を安全性の高い金融機関を中心とし、時価や発行体の格付の変化、為替動向等の金融情勢を継続的に確認することにより管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰り計画を作成することにより管理しております。

連結計算書類

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,900	1,879	△20
その他有価証券	2,000	2,000	－
資産計	3,900	3,879	△20

- (※1) 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は2,219百万円であります。
- (※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	541
関係会社株式	650

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
其他	—	2,000	—	2,000
資産計	—	2,000	—	2,000

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	1,879	1,879
資産計	—	—	1,879	1,879

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び合同運用指定金銭信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、投資期間が短期間であり時価が帳簿価額に近似しているものはレベル2の時価に分類しており、取引金融機関から提示されたものはレベル3の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

売上高	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
HR-Tech engage	9,657
人財プラットフォーム	7,806
国内 求人サイト	25,000
国内 人材紹介	9,895
国内 その他	5,102
海外	10,148
調整額	△1,932
外部顧客への売上高	65,678

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、単一セグメントで構成されており、当セグメントにおいて「HR-Tech engage」「人財プラットフォーム」「国内」「海外」に収益を分解しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容と、当履行義務を充足する通常の時点についての情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,975
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	6,383
契約資産（期首残高）	42
契約資産（期末残高）	55
契約負債（期首残高）	4,768
契約負債（期末残高）	5,010

契約資産は各種サービスから生じる未請求の対価に対する当社グループの権利であり、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、履行義務の充足時点もしくは契約期間開始時点から概ね2ヶ月以内に支払いを受けております。

契約負債は契約に基づいて顧客から受け取った前受金であり、当社グループが契約に基づき履行義務を充足するにつれて（もしくは充足した時点で）収益に振り替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、4,739百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び履行したサービスに応じて請求する権利を有する金額で収益を認識する契約については、注記の対象に含めておりません。なお、当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 905円56銭

1 株当たり当期純利益金額 186円76銭

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,282,133株であり、また、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,268,400株であります。

連結計算書類

(重要な後発事象)

当社は、2025年5月14日付で会社法第370条及び当社定款第25条に基づく取締役会の書面決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

株主還元水準ならびに資本効率の向上を図り、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため自己株式の取得を行うことといたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- | | | |
|---------------|---|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | ： | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式数 | ： | 7,800,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 19.1％） |
| (3) 株式取得価額の総数 | ： | 50億円（上限） |
| (4) 自己株式取得の期間 | ： | 2025年5月16日～2026年4月30日 |
| (5) 取得方法 | ： | 東京証券取引所における市場買付 |

(注) 連結計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額
資産の部	
流動資産	21,486
現金及び預金	16,243
売掛金	2,752
有価証券	2,000
貯蔵品	2
前払費用	510
その他	104
貸倒引当金	△127
固定資産	27,427
有形固定資産	74
建物	61
器具及び備品	12
無形固定資産	8,028
商標権	16
ソフトウェア	6,993
のれん	256
その他	761
投資その他の資産	19,324
投資有価証券	4,661
関係会社株式	10,684
長期貸付金	1,650
破産更生債権等	12
繰延税金資産	997
その他	1,776
貸倒引当金	△458
資産合計	48,914

項目	金額
負債の部	
流動負債	11,656
買掛金	125
未払金	2,741
未払費用	299
未払法人税等	2,508
前受金	4,471
預り金	65
前受収益	1
賞与引当金	970
役員賞与引当金	21
その他	450
固定負債	2,011
長期未払金	1,203
株式給付引当金	610
資産除去債務	175
長期未払費用	22
負債合計	13,667
純資産の部	
株主資本	34,407
資本金	1,194
資本剰余金	3,093
資本準備金	2,678
その他資本剰余金	414
利益剰余金	45,091
その他利益剰余金	45,091
別途積立金	2,030
繰越利益剰余金	43,061
自己株式	△14,971
評価・換算差額等	238
その他有価証券評価差額金	238
新株予約権	600
純資産合計	35,246
負債純資産合計	48,914

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		47,523
売上原価		4,816
売上総利益		42,707
販売費及び一般管理費		38,629
営業利益		4,077
営業外収益		927
営業外費用		448
経常利益		4,555
特別利益		
投資有価証券売却益	5,456	
関係会社株式売却益	1	
抱合せ株式消滅差益	78	5,535
特別損失		
固定資産除却損	422	
投資有価証券評価損	0	423
税引前当期純利益		9,668
法人税、住民税及び事業税	2,903	
法人税等調整額	△238	2,664
当期純利益		7,003

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,194	2,678	415	3,093	2,030	39,081	41,111	△14,993	30,407
当期変動額									
剰余金の配当						△3,023	△3,023		△3,023
当期純利益						7,003	7,003		7,003
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				21	20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				－			－	－	－
当期変動額合計	－	－	△0	△0	－	3,979	3,979	21	4,000
当期末残高	1,194	2,678	414	3,093	2,030	43,061	45,091	△14,971	34,407

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	247	247	395	31,050
当期変動額				
剰余金の配当				△3,023
当期純利益				7,003
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				20
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△9	△9	205	195
当期変動額合計	△9	△9	205	4,196
当期末残高	238	238	600	35,246

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法(定額法) |
| ② 子会社株式及び
関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券 | |
| 市場価格のない株式等
以外のもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純
資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------|---|
| 貯 蔵 品 | 最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に
基づく簿価切下げの方法) |
|-------|---|

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法を採用しております。ただし、建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | | |
|--------|---|--------|
| 建 | 物 | 8年～25年 |
| 器具及び備品 | | 2年～20年 |
- また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
- (2) 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（自社利用）は、性質に応じて利用可能期間を5年と見込んでおります。
- (3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
- 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
- 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (4) 株式給付引当金
- 株式給付規則に基づく従業員の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

① HR Tech engage

HR-Tech engageは、主に自社採用ホームページ制作等の無償サービスの提供に付随した採用支援ツールの利用により、顧客から利用料を得ております。採用支援ツールの利用については、契約に基づき当ツールの利用頻度に応じて請求をするものであるため、利用された時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 人財プラットフォーム

人財プラットフォームは、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトを利用して転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

③ 国内求人サイト

国内求人サイトは、正社員・派遣社員等の採用需要がある顧客に対して、当社グループが運営する求人サイトへの広告掲載サービスを提供することにより、顧客から広告掲載料を得ております。求人サイトへの広告掲載については、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、当該契約期間で按分して収益を認識しております。

④ 国内人材紹介

国内人材紹介は、社員の中途採用の需要がある顧客に対して、キャリアパートナーが転職希望者を紹介する人材紹介サービスを提供することにより、顧客から紹介料を得ております。顧客への人材紹介については、転職希望者の入社を成立させる成果報酬型のサービスを提供するものであるため、転職希望者が入社をした時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

5. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕等の適用)

〔法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準〕(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した会計上の見積りによる金額のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
投資有価証券(非上場株式)	541
投資有価証券評価損	0

計算書類

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表（重要な会計上の見積り）非上場株式の評価」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	893百万円
2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
短期金銭債権	87百万円
長期金銭債権	1,649百万円
短期金銭債務	131百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	70百万円
売上原価	29百万円
販売費及び一般管理費	1,274百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	44百万円
営業外費用	2百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	8,883,721株	3株	30,700株	8,853,024株
合 計	8,883,721株	3株	30,700株	8,853,024株

- (注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式が、それぞれ2,297,800株、2,268,400株含まれております。
2. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 自己株式の減少30,700株は、ストック・オプションの行使による減少1,300株及び株式給付規則に基づく株式給付信託が保有する株式の給付29,400株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

関係会社株式評価損	217百万円
賞与引当金	303百万円
貸倒引当金	183百万円
未払事業税	133百万円
投資有価証券評価損	517百万円
株式給付引当金	192百万円
株式報酬費用	189百万円
資産除去債務	55百万円
ソフトウェア	86百万円
その他	98百万円
繰延税金資産小計	1,979百万円
評価性引当額	△873百万円
繰延税金資産合計	1,105百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△105百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△2百万円
繰延税金負債合計	△107百万円
繰延税金資産の純額	997百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	847円86銭
------------	---------

1 株当たり当期純利益金額	171円45銭
---------------	---------

(注) 株主資本において、自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

なお、1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,282,133株であり、また、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は2,268,400株であります。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(重要な後発事象)

連結計算書類の「連結注記表（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(注) 計算書類に掲記されている科目、その他の事項の金額は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

エン・ジャパン株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯川 喜雄
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 絹代
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

エン・ジャパン株式会社 監査等委員会

監査等委員 井 垣 太 介 ㊟

監査等委員 石 川 俊 彦 ㊟

監査等委員 西 川 岳 志 ㊟

(注)監査等委員井垣太介、石川俊彦及び西川岳志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

新宿アイランドタワー 35階 エン・ジャパン株式会社 セミナールーム



新宿駅 西口 より徒歩10分



駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT